

# 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 4 月 8 日（金）第3202号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 私立学校の廃止の認可 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 肥料の登録 (食の安全推進課取扱い) 3
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 3
- 肥料の登録の失効 (食の安全推進課取扱い) 3
- 土地改良区の解散 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 4
- 公共測量の終了（2件） (監理課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 5  
(大島支庁取扱い) 5

### 公 告

- 平成28年度調理師試験公告 (健康増進課取扱い) 5
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 7
- 人 事 委 員 会 公 告**
- 鹿児島県職員採用試験公告 (総務課取扱い) 7
- 公 安 委 員 会 公 告**
- 警備業貴重品運搬警備業務1級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 10
- 道 路 公 社 公 告**
- 指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）の改築工事の開始の公告 (道路公社取扱い) 12
- 指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告 (道路公社取扱い) 12

## 告 示

### 鹿児島県告示第421号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により，私立学校の廃止を次のとおり認可した。

平成28年 4 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日

武岡幼稚園	鹿児島市武岡五丁目26番6号	学校法人 福丸学園	平成28年 3月31日	平成28年 3月31日
うちの幼稚園	鹿児島市玉里団地一丁目5番3号	学校法人 うちの学 園	平成28年 3月31日	平成28年 3月31日
辻ヶ丘幼稚園	鹿児島市東坂元二丁目39番1号	学校法人 白石学園	平成28年 3月31日	平成28年 3月31日
さかもと幼稚園	鹿児島市西坂元町57番23号	学校法人 せばる学 園	平成28年 3月31日	平成28年 3月31日
鹿児島小鳩幼稚園	鹿児島市大明丘三丁目14番1号	学校法人 鹿児島学 園	平成28年 3月31日	平成28年 3月31日
鹿児島おおとり幼稚園	鹿児島市武岡四丁目16番1号	学校法人 伊福学園	平成28年 3月31日	平成28年 3月31日
鹿児島純心女子大学附 属純心幼稚園	薩摩川内市隈之城町1001番地	学校法人 鹿児島純 心女子学 園	平成28年 3月31日	平成28年 3月31日
神村学園附属幼稚園	いちき串木野市別府3970番地	学校法人 神村学園	平成28年 3月31日	平成28年 3月31日
串木野幼稚園	いちき串木野市栄町185番地	学校法人 串木野学 園	平成28年 3月31日	平成28年 3月31日
川辺幼稚園	南九州市川辺町平山6992番3号	学校法人 光徳寺学 園	平成28年 3月31日	平成28年 3月31日
大根占幼稚園	肝属郡錦江町城元517番2号	学校法人 寺田学園	平成28年 3月31日	平成28年 3月31日

## 鹿児島県告示第422号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

平成28年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第9104号	隈本 宗聡 鹿屋市横山町1747番地4	種穂の採取 幼苗の育成	隈本種苗園 鹿屋市横山町1747番地4

## 鹿児島県告示第423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
そうごう薬局隼人店	霧島市隼人町住吉1353番7	平成28年 4月1日	育成医療・更 生医療
村原薬局	南さつま市加世田村原一丁目	平成28年	育成医療・更

## 鹿児島県告示第424号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。  
平成28年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1323号	平成28年3月30日	平成34年3月29日	魚かす粉末	6-6魚粕	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	該当なし	株式会社厚石園	枕崎市桜山東町974番地

## 鹿児島県告示第425号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成28年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1247号	平成31年4月22日	副産動物質肥料	フィッシュソリユブル	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	山川水産加工業協同組合	指宿市山川新栄町9番地
鹿児島県肥第1279号	平成31年5月17日	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量 7.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	山川水産加工業協同組合	指宿市山川新栄町9番地

## 鹿児島県告示第426号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。  
平成28年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
鹿児島県肥第1278号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料7-1	窒素全量 7.0 りん酸全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社窪田商店	鹿児島市城南町19番10号	平成28年3月22日

**鹿児島県告示第427号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、平成28年3月30日付けで徳之島土地改良区が解散した。

平成28年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第428号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備及び農道整備）国見地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年4月11日から同年5月12日まで
- 3 縦覧場所  
西之表市役所農林水産課

**鹿児島県告示第429号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備野井倉下段地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年4月11日から同年5月12日まで
- 3 縦覧場所  
志布志市役所耕地林務水産課

**鹿児島県告示第430号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島県道路公社理事長から平成28年2月23日鹿児島県告示第161号で告示した公共測量の実施は、平成28年2月25日終了した旨の通知があった。

平成28年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第431号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター所長から平成27年10月30日鹿児島県告示第961号で告示した公共測量の実施は、平成28年3月11日終了した旨の通知があった。

平成28年4月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 北薩地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年 4 月 8 日

北薩地域振興局長 中堂 蘭 哲 郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションひなたぼっこ	出水市野田町上名830番地4	株式会社めだか	出水市西出水町1402番地	田中 初代	平成28年3月31日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護

## 北薩地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 4 月 8 日

北薩地域振興局長 中堂 蘭 哲 郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションひなたぼっこ	出水市野田町上名830番地4	一般社団法人クオレ	出水市野田町上名830番地4	田中 初代	平成28年4月1日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護

## 大島支庁告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 4 月 8 日

大島支庁長 鎮寺 裕 人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
共生園・のごろ	奄美市笠利町大字中金久360-2	一般社団法人奄美雇用福祉支援協会	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江4番地1	古谷雄一郎	平成28年1月1日	就労継続支援B型

## 公 告

## 平成28年度調理師試験公告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成28年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成28年 4 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤 祐 一 郎

## 1 試験期日

平成28年 8 月 16 日（火）午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで（正午までに試験場に入場すること。）

## 2 試験場

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

### 3 試験方法及び試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。

- (1) 公衆衛生学
- (2) 食品学
- (3) 栄養学
- (4) 食品衛生学
- (5) 調理理論
- (6) 食文化概論

### 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定により同条に規定する者とみなされる者で、次に掲げる施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの
- (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業、同条第14号に掲げる魚介類販売業又は同条第32号に掲げるそうざい製造業

### 5 受験手数料

6,200円

### 6 受験手続

#### (1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業証書の写し等）

ウ 調理業務従事証明書

エ 戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）。ただし、ア、イ及びウに記載された氏名が同じである場合は、必要ない。

オ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名を記載したもの）

カ 受験手数料（6,200円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼り付けて提出すること。）

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

#### (2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する保健所（鹿児島市又は県外に居住する受験希望者にあつては、鹿児島県保健福祉部健康増進課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））に提出すること。

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「調理師試験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

### 7 提出書類等の受付期間

平成28年5月30日（月）から同年6月3日（金）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成28年6月3日の消印のあるものまで受け付ける。

### 8 受験願書及び調理業務従事証明書の用紙の交付

受験願書及び調理業務従事証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部健康増進課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

### 9 受験票の交付等

受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成28年 9 月26日（月）午前10時に鹿児島県保健福祉部健康増進課、県の各保健所及び県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者には郵送により合格通知書を交付する。

11 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県保健福祉部健康増進課（電話099－286－2717）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格通知書を返還させる。

(3) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（総得点及び科目別得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県保健福祉部健康増進課又は受験願書を提出した保健所とする。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 4 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（2工区）

西之表市西之表字白水原16275番11及び字中之野16314番7の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

西之表市西之表9952番地1

種子島産婦人科医院組合

管理者 長野力

人事委員会公告

鹿児島県職員採用試験公告

平成28年度鹿児島県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成28年 4 月 8 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容
上 級	総合行政	知事部局における事務
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	心 理	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	農 業	
	畜 産	
	農業土木	
	林 業	
	水 産	
	建 築	
	化学Ⅰ	
	化学Ⅱ	
保 健 師		
民間企業等		

職務経験者	行 政	知事部局における事務
中 級	一般事務	知事部局における事務
	教育事務	市町村立小・中学校等における事務
	土 木	知事部局における専門的業務
初 級	一般事務	知事部局又は教育委員会（県立学校等を含む。）における事務
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	農業土木	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	土 木	

## 2 受験資格

## (1) 次に該当する者

試験名	受 験 資 格
上 級	ア 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者。ただし、保健師は昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは平成29年3月末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者
民間企業等 職務経験者	次の2つの要件を満たす者 ア 昭和52年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 イ 民間企業等における職務経験を5年以上有する者（平成28年3月31日現在）
中 級	平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
初 級	平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

## (2) 次の試験区分にあっては、それぞれ当該右欄に掲げる免許又は資格を必要とする。

試験区分	免 許 又 は 資 格
化 学 Ⅱ	食品衛生監視員の任用資格取得者又は平成29年3月31日までに取得見込みの者
保 健 師	保健師の免許取得者又は平成29年3月31日までに行われる国家試験により取得見込みの者

## (3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない者（保健師を除く。）  
 イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）  
 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 エ 鹿児島県職員（教育事務の受験者にあつては、鹿児島県職員又は鹿児島県の県費負担教職員）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
 カ 民間企業等職務経験者職員採用試験にあつては、公務員である者

## 3 試験の方法、時期及び場所

## (1) 第1次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
上 級	平成28年6月 26日（日）	鹿児島市 東京都	教養試験，専門試験（注1）， PR論文試験（注2）	平成28年7月 7日（木）
民間企業等 職務経験者			教養試験，経験論文試験	平成28年7月 20日（水）
中 級	平成28年9月 25日（日）	鹿児島市	教養試験，専門試験	平成28年9月 30日（金）
初 級			教養試験，専門試験（注3）	



(注1) 専門試験は、保健師は実施しない。

(注2) P R論文試験は、総合行政で実施。教養試験及び専門試験の得点が一定の基準に達しない場合は、P R論文は採点の対象にならない。

(注3) 専門試験は、農業土木、土木で実施。

(2) 第2次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
上 級	平成28年7月下旬から8月中旬	鹿 児 島 市	論文試験（注1）、専門試験（注2）、面接試験、適性検査	平成28年8月下旬
民間企業等 職務経験者	平成28年8月下旬		面接試験、適性検査	平成28年9月中旬
中 級	平成28年10月中旬から11月上旬		論文試験（注3）、専門試験（注4）、面接試験、適性検査	平成28年11月中旬
初 級	上旬		作文試験、面接試験、適性検査	

(注1) 論文試験は、総合行政、警察事務、保健師で実施。

(注2) 専門試験は、心理、農業、畜産、農業土木、林業、水産、建築、化学Ⅰ、化学Ⅱで実施。

(注3) 論文試験は、一般事務及び教育事務で実施。

(注4) 専門試験は、土木で実施。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

	上 級	民間企業等 職務経験者	中 級	初 級
申込 受付 期間	平成28年5月9日（月）午前8時30分から同月23日（月）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。		平成28年8月10日（水）午前8時30分から同月24日（水）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。	
受験申込方法	鹿児島県のホームページ（ <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/">http://www.pref.kagoshima.jp/</a> ）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。			

(2) 郵送又は持参による受験申込み

	上 級	民間企業等 職務経験者	中 級	初 級
受験申込書 配布開始日	平成28年4月19日（火）		平成28年7月1日（金）	
申込受付期間	平成28年5月9日（月）から同月25日（水）まで		平成28年8月10日（水）から同月26日（金）まで	
受験申込書の 請求先	鹿児島県人事委員会事務局、県の各地域振興局総務企画部、各支庁総務企画部及び県外事務所等。ただし、郵送での請求は、鹿児島県人事委員会事務局のみで受け付ける。			
受験申込方法	ア 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 イ 受験申込みは、一試験につき一試験区分に限る。 ウ 受験申込書の受理後における試験区分の変更は認めない。 エ 郵送の場合は、必ず簡易書留郵便にすること。			
受験申込先	鹿児島県人事委員会事務局総務課			

5 採用候補者名簿の作成方法

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間である。

## 6 給与

### (1) 上級、中級及び初級試験

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

平成28年4月1日に適用されている現行条例によれば、行政職給料表では、基準となる給料月額下表のとおりとなり、職務経験等のある場合には、この額に一定の基準で加算されることがある。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

上 級	176,700円
中 級	157,300円
初 級	144,600円

### (2) 民間企業等職務経験者職員採用試験

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、給料月額240,000円程度が支給される。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

## 7 その他

各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。

## 8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（直通）099-286-3893, 099-286-3894

## 公安委員会公告

### 警備業貴重品運搬警備業務1級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業貴重品運搬警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成28年4月8日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

### 1 検定の種別及び級の区分

貴重品運搬警備業務1級

### 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

#### (1) 実施日時

平成28年7月9日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。

#### (2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

#### (3) 受検定員

30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、検定申請の受付先着順とする。）

### 3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

(2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

## 4 検定方法及び内容

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 5 検定申請の手続

## (1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成28年5月9日（月）から同月20日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

## (2) 提出書類

ア 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）

1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

オ 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書及び当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)に該当する場合に限る。） 1通

カ 貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(2)に該当する場合に限る。） 1通

## (3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

## 6 検定手数料

16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

## 7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着（雨天時に限る。）を持参すること。
  - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
  - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先  
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

## 道 路 公 社 公 告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）の改築工事の開始の公告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）の改築工事を開始するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第22条第1項の規定に基づき公告する。

平成28年4月8日

鹿児島県道路公社理事長 内達朗

- 1 路線名  
県道指宿鹿児島インター線
- 2 工事の区間
  - (1) 指宿有料道路（Ⅱ期）  
南九州市穎娃町上別府から鹿児島市上福元町玉取迫まで
  - (2) 指宿有料道路（Ⅲ期）  
鹿児島市山田町から鹿児島市田上七丁目まで
- 3 工事の種類  
道路改築工事
  - (1) 指宿有料道路（Ⅱ期）  
延長28.5キロメートル
  - (2) 指宿有料道路（Ⅲ期）  
延長3.3キロメートル
- 4 工事開始の日  
平成28年4月8日

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収すること  
についての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することにつ  
いての料金の額及び料金徴収期間の公告（平成2年3月30日鹿児島県公報第180号登載）の一  
部を次のように変更する。

平成28年4月8日

鹿児島県道路公社理事長 内達朗

第3項料金徴収期間の項中「平成2年4月1日から平成29年6月1日まで（換算起算日昭和  
62年6月2日から30年間）」を「平成2年4月1日から平成54年4月3日まで（換算起算日平  
成14年4月4日から40年間）」に改める。